

平成28年5月25日	資料2
第30回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

社会医療診療行為別統計にかかる ガイドラインの改正について

平成28年5月25日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険システム高度化推進室

第29回有識者会議での 社会医療診療行為別統計に関連する意見要点

①特別集計：

厚生労働省内の各部局から統計情報部への申出を受け、統計情報部において特別集計を行い、提供することをレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（以下、ガイドライン）に明示的に位置づける。

また、特別集計の状況について、定期的に保険局及び有識者会議に報告を行う。

②最小集計単位の原則：

社会医療診療行為別統計については、当該原則の適用除外とする。特別集計の提供には当該原則を適用とする。

※当該統計の作成に用いたデータの研究者等への提供については、現在検討中であり、今回のガイドライン改正には含めない。

ガイドライン改正の要点

1. 社会医療診療行為別統計の定義
2. 社会医療診療行為別統計の特例の具体的内容
 - 2.1 レセプト情報及び中間生成物の利用期間及び消去義務の適用除外
 - 2.2 最小集計単位の原則の適用除外
 - 2.3 年齢区分の設定の特例
 - 2.4 特別集計の実施（当該統計の作成に用いたレセプト情報などによる集計表の作成及び省内他部局への提供）



上記考えに従い、ガイドラインの改正案を作成した。

(参考) ガイドライン改正 (案)

第18 社会医療診療行為別統計の取扱い

1 社会医療診療行為別統計の定義

本ガイドラインにおいて「社会医療診療行為別統計」とは、厚生労働省が毎年6月審査分のレセプト情報を用いて、診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等の実態を明らかにするために作成する統計を指す。

2 社会医療診療行為別統計での利用における本ガイドラインの適用

(1) 基本的考え方

社会医療診療行為別統計への利用を目的としたデータの提供については、(2)から(4)に定める場合を除き、本ガイドラインが適用される。

(2) レセプト情報等の利用期間等の特例

第5 6 (7)、第6 4 (4) ③ i) k)、第6 4 (10)、第11及び第13 3についてはこれを適用しない。ただし、社会医療診療行為別統計の所管部局は、保持するレセプト情報等の内容や利用の状況について、保険局及び有識者会議に定期的に報告を行うこととする。

(3) 社会医療診療行為別統計の最小集計単位の原則の適用除外及び年齢区分の設定可能特例

第12 2 (1)はこれを適用しない。ただし、次の(4)による集計表については、最小集計単位の原則を適用する。

第12 2 (2)については、これを以下のとおり読み替える。

公表される成果物において年齢区分が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること。ただし、15歳未満については、各歳別を可能とする。

(4) 厚生労働省内各部局からの提供依頼に応じた特別集計の実施

社会医療診療行為別統計の所管部局は、厚生労働省内各部局から提供依頼を受け、社会医療診療行為別統計のために提供されたレセプト情報及びその中間生成物から集計表を作成し、提供することができる。これらの提供の状況について、保険局及び有識者会議に定期的に報告を行うこととする。